令和８年勝浦町マラソン議会（５月会議）会議録第１日目

１　招集年月日　令和８年５月19日

１　招 集 場 所　勝浦町役場議場

１　開閉日時及び宣告

開　議	５月19日　午前９時29分	議　長	松　田　貴　志
散　会	５月19日　午前10時43分	議　長	松　田　貴　志

１　出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

１番	内　谷　安　宏	２番	福　井　裕　美
３番	長　尾　隆　資	４番	玉　置　　守
５番	花　房　勝　一	６番	瀬　戸　直　一
７番	美　馬　友　子	８番	松　田　貴　志
９番	節　　公　一	10番	井　出　美智子

○欠席議員（０名）

１　会議録署名議員

２番	福　井　裕　美	７番	美　馬　友　子

１　地方自治法第121条第１項により説明のために出席した者の職及び氏名

町　　長	野　上　武　典	副　町　長	海　川　好　史
教　育　長	大久保　康　雄	政　策　監	野　上　佳　孝
総務防災課長	藤　井　小百合	税 務 課 長	石　木　正　昭
住 民 課 長	海　川　みゆき	建 設 課 長	上　村　和　也

１　職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長　瀧　本　佐智子

１　議事日程（第１号）

開議宣言

日程第１　諸般の報告

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　議会運営委員会所管事務調査報告

日程第４　議案第１号　個人番号利用事務系端末・周辺機器調達購入契約の締結について

日程第５　議案第２号　債権の放棄について

日程第６　議案第３号　令和８年度星谷橋架け替え工事(P1・P2設置工事)請負契約の締結について

日程第７　報告第１号　専決処分の報告について（勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について）

日程第８　報告第２号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

日程第９　報告第３号　専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

日程第10　発委第１号　勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第11　議員派遣について

１　本日の会議に付した事件

日程第１から日程第11まで（第１号）

１　会議の経過

別紙のとおり

～～～～～～～～～～～～～～～～

午前９時29分　開議

○議長（松田貴志君）　ただいまから令和８年勝浦町マラソン議会５月会議を開きます。

本日の議事日程は，お手元へ配付のとおりでございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君）　日程第１，諸般の報告を議題とします。

会議等への出席状況を報告いたします。

各種会議等への出席状況は，お手元に配付の報告書のとおりです。

また，監査委員から，例月出納検査結果について報告書がお手元へ配付のとおり提出されていますので，ご報告しておきます。

次に，法第121条第１項の規定により，説明者として出席を求めたのは，野上町長のほか，お手元に配付の出席要求書のとおりです。

本日，新しく局長になられました瀧本議会事務局長からご挨拶いただければと思います。

瀧本議会事務局長。

○議会事務局長（瀧本佐智子君）　４月１日に議会事務局長を拝命いたしました瀧本でございます。

議会運営を円滑に進められるよう努めるとともに，理事者側と議会とのパイプ役として双方の連携を大切にしながら職務に努めてまいります。皆様のご指導，ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（松田貴志君）　ありがとうございました。

今後，議会と理事者の橋渡し役として，また私たち議会議員の意見を聞いて，しっかりとスムーズな議会運営に対してご協力を，またご活躍をいただくこと，さらには勝浦町の発展に寄与されますことを大いに期待しております。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君）　次に，日程第２，会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は，会議規則第128条の規定により，議長において指名いたします。

５月会議における会議録署名議員は，２番福井議員，７番美馬議員の両名を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君）　次に，日程第３，議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

井出議会運営委員長。

○議会運営委員長（井出美智子君）　議会運営委員会から報告いたします。

５月12日に議会運営委員会を開催し，５月会議の日程等について協議を行った結果，本日１日の開催といたしましたので，ご協力をお願いいたします。

○議長（松田貴志君）　ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　それでは，議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君）　次に，日程第４，議案第１号，個人番号利用事務系端末・周辺機器調達購入契約の締結についてから日程第９，報告第３号，専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）を一括して議題とします。

これより第一読会を開きます。

野上町長から，議案第１号から報告第３号までを一括して趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君）　日曜日，岡本駿投手の２勝目を待望のテレビ中継を見ながら観戦することができました。これからも球場でなくてもテレビで応援できることを切に願っています。

改めまして，おはようございます。

本日は，勝浦町マラソン議会５月会議を開会いたしましたところ，議員各位におかれましては，何かとご多用のところご出席を賜りまして，深く感謝いたします。

先日，東京都において，道路関係団体とインフラメンテの総会，定期大会に出席してまいりました。近年，トンネル崩落事故，また水道施設の老朽化による道路の陥没事故など，社会インフラの老朽化が顕在化してきています。勝浦町においても道路や

橋梁の老朽化が進み，同様の事故が起きないとは言えません。新たなインフラ整備だけでなく，点検や長寿命化の重要性を確認したところでございます。

これにあわせて，１月に議長，副議長とともに要望したにぎわい創出中心交流拠点エリア整備事業の地域未来交付金が100％の充当となったことへのお礼のため，内閣府地方創生推進事務局と国土交通省を訪問し，お礼を言うことができました。

土曜日には，大阪市で近畿かつうらふるさと会第33回総会が開催され，議員各位にも総会に花を添えていただき，私からも感謝を申し上げます。

今，勝浦町では，田植の最盛期であります。これからも暑い日が続きますが，体調等にくれぐれもご留意ください。

それでは，本会議に上程いたしております議案につきましてご説明申し上げます。

議案第１号，個人番号利用事務系端末・周辺機器調達購入契約の締結についてであります。

これは，購入契約について，その相手方を定め，契約を締結するため，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定によりまして，町議会の議決を求めるものでございます。

議案第２号，債権の放棄についてであります。

これは，地方自治法第96条第１項第10号の規定に基づき，住宅新築資金等貸付金に係る債権を放棄するに当たり，議会の議決を求めるものでございます。

議案第３号，令和８年度星谷橋架け替え工事（Ｐ１・Ｐ２設置工事）請負契約の締結についてでございます。

これは，星谷橋架け替え工事に係る工事請負契約の相手方を定め，その者と契約を締結するに当たり，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定によりまして，町議会の議決を求めるものでございます。

続きまして，報告第１号から報告第３号につきましてご説明させていただきます。

３件とも専決処分の報告でございます。報告第１号は，関係法令の改正に伴う勝浦町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についての専決処分，報告第２号，報告第３号は，損害賠償の額の決定に関する専決処分でございます。いずれも地方自治法第180条第１項の規定による町長の専決処分事項の指定により専決処分をいたしましたので，同条第２項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

以上，詳細につきましては，それぞれ担当課長から説明をいたさせますので，ご審議いただきますようお願い申し上げ，提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（松田貴志君）　町長の説明が終わりました。

続いて，関係各課長から詳細説明を求めます。

議案第１号，報告第２号，報告第３号について。

藤井総務防災課長。

○総務防災課長（藤井小百合君）　おはようございます。

議案第１号から説明をさせていただきます。

議案第１号，個人番号利用事務系端末・周辺機器調達購入契約の締結についてでございます。

次のとおり，物品購入契約を締結させていただくものでございます。

契約の目的は，標準化移行後の基幹系業務システム対応等に必要なパソコン等の購入でございます。

数量及び規格等は，税等基幹系業務システム用端末が10台，中間サーバー接続端末が２台，プリンター３台，ＯＣＲ一式，静脈認証装置等一式でございます。

契約の方法は，指名競争入札とさせていただきました。

契約の金額は，1,485万円でございます。

契約の相手方は，徳島県徳島市かちどき橋２丁目29番１号，扶桑電通株式会社徳島営業所所長秋山治香でございます。

納入期限は，令和９年１月31日と定めております。

次に，報告第２号，専決処分について説明をさせていただきます。

地方自治法第180条第１項の規定による町長の専決処分事項の指定に基づき，損害賠償額の決定を行い，専決しておりますので報告させていただきます。

損害賠償の額は，９万3,709円でございます。相手方は，勝浦町在住の１名の方です。事故の概要でございますが，令和７年12月30日午後８時20分頃，勝浦郡勝浦町大字三渓字高屋９番地勝浦町消防団第２分団駐車場におきまして，勝浦町第２分団消防団員が勝浦町所有の消防車両を運転中，相手方所有の自動車に追突したものでございます。

次に，報告第３号，専決処分について説明をさせていただきます。

こちらも地方自治法第180条第１項の規定による町長の専決処分事項の指定に基づき，損害賠償額の決定を行い，専決しておりますので報告させていただきます。

損害賠償の額は，６万8,200円でございます。相手方は，勝浦町在住の１名の方です。事故の概要でございますが，令和８年２月27日午前０時56分頃，勝浦郡勝浦町大字三渓字名田51番地１先路上において，勝浦町会計年度任用職員が勝浦町所有の救急車両を運転中，相手方所有の石垣に接触し，石垣が崩れたものでございます。

総務防災課からは以上でございます。

○議長（松田貴志君）　続いて，議案第２号について。

海川住民課長。

○住民課長（海川みゆき君）　おはようございます。

議案第２号，債権の放棄についてご説明させていただきます。

今回の債権は，住宅新築資金等貸付金についてでございます。債務者１名，債権件数は２件，金額は1,036万6,784円。放棄の事由としては，消滅時効による時効期間の経過でございます。内容としては，町は債務者Ａさんに，昭和56年に宅地取得資金450万円，住宅新築資金550万円を貸し付けておりましたが，平成15年４月21日以降入金がなく，元金及び利子を合わせた1,036万6,784円が滞納となっている状況でございます。

本件について，県の償還推進助成事業補助金を活用いたしまして，弁護士の方に相談させていただいた結果，本貸付債権は，住宅新築資金については最終返済日が平成15年４月21日，宅地取得資金は最終返済日が昭和62年７月20日であり，それぞれ10年以上が経過しているため，改正前民法第167条第１項の定める消滅時効期間が満了している。また，今般，主債務者及び全ての連帯保証人より係る消滅時効を援用するとの意思表示がなされたこと。これらにより，本貸付債権は時効により消滅しているため，不納欠損処理を行うべきであるとの処理方針をいただきました。

このような状況から，住宅新築資金貸付金償還金1,036万6,784円の債権を放棄する議決をお願いするものでございます。

以上，説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（松田貴志君）　続いて，議案第３号について。

上村建設課長。

○建設課長（上村和也君）　議案を説明いたします。

議案第３号，令和８年度星谷橋架け替え工事（Ｐ１・Ｐ２設置工事）請負契約の締結について。

次のとおり，工事請負契約を締結する。

契約の目的，令和８年度星谷橋架け替え工事（Ｐ１・Ｐ２設置工事）。

工事箇所，徳島県勝浦郡勝浦町大字生名字太田１－１地先。

契約の方法，一般競争入札（総合評価落札方式）。

契約の金額，６億5,197万円。

契約の相手方，オリエンタル白石・勝浦建設・勝水工業，令和８年度星谷橋架け替え工事（Ｐ１・Ｐ２設置工事）共同企業体。代表者，東京都江東区豊洲五丁目６番52号，オリエンタル白石株式会社代表取締役社長大野達也。代理人，徳島県徳島市昭和町一丁目11番地，オリエンタル白石株式会社四国営業支店支店長山田耕治。構成員，徳島県勝浦郡勝浦町大字中角字ついロ31番地の４，勝浦建設株式会社代表取締役廣安稔子。構成員，徳島県勝浦郡勝浦町大字生名字神ノ木３番地１，有限会社勝水工業代表取締役尾花幸子。

資料に移りまして，この議案は２月の特別委員会でもご説明させていただいたとおり，今後のスケジュール及び令和８年度の工事執行の予定でご案内させていただいた契約でございます。令和８年２月５日入札告示で，３月６日開札執行の物件になります。開札後，審査を行い，３月25日に落札者を決定し，３月31日に仮契約を締結しました。この工事は，契約金額が5,000万円以上であることから，議会の議決をお願いするものでございます。

工事の内容につきましては，資料１の２ページをご覧ください。

全体の完成イメージ図です。赤枠，赤文字でＰ１，Ｐ２の表示があります。橋脚２基の設置工事になります。

３ページ目がＰ１橋脚，Ｐ２橋脚の施工イメージ図になります。

河川内の施工につきましては，非出水期の令和８年11月から令和９年５月までの工程を想定しております。それ以外の工期につきましては，事前の準備及び後片づけ等になります。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　続いて，報告第１号について。

石木税務課長。

○税務課長（石木正昭君）　おはようございます。

税務課から報告第１号，専決処分をいたしました勝浦町賦課徴収条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

改正の理由ですが，地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和８年３月31日に公布施行されることに伴い，関係規定について所要の整理を行うものです。

主な改正内容でございますが，軽自動車税環境性能割の廃止，固定資産税の免税点の変更，公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しといったところに係る規定の整備等でございます。

なお，今回の改正についてでございますが，勝浦町独自の改正部分はございません。

以上，詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田貴志君）　以上で詳細説明は終わりました。

これより詳細質疑を行います。

議案第１号について質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

美馬議員。

○７番（美馬友子君）　一点だけ，納入期限を９年１月31日までにした理由とかあるんでしょうか。

○議長（松田貴志君）　藤井総務防災課長。

○総務防災課長（藤井小百合君）　標準化に向けて作業を進めておりまして，今のところ令和９年１月に標準化を予定しておりますので，その関係で１月31日までには全ての機器の納品が終わっていなければならないということでございます。

○議長（松田貴志君）　美馬議員。

○７番（美馬友子君）　了解しました。運用がスムーズにいくようにということやね。

○議長（松田貴志君）　ほかに質疑はありませんか。

井出議員。

○１０番（井出美智子君）　すいません，指名競争入札となっていますが，何者あって，最低価格が幾らだったのか，お聞きしてもよろしいか。

○議長（松田貴志君）　藤井総務防災課長。

○総務防災課長（藤井小百合君）　指名したのが９者でございます。そのうちに辞退がありましたので，入札されたのが３者となっております。

物品購入契約につき，最低制限価格は設けておりません。落札された金額が税抜きで1,350万円でございました。

○議長（松田貴志君）　井出議員。

○１０番（井出美智子君）　ありがとうございました。

○議長（松田貴志君）　ほかに質疑はありませんか。

瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　お伺いします。

このコンピューター関係，プリンターからいろいろあるんですが，この入れ替えた前の機器というんはどうされよんですか。町全体で多分何回か入れ替えてると思うんですが，これはどないされよんですか。廃棄されよんですか。

○議長（松田貴志君）　藤井総務防災課長。

○総務防災課長（藤井小百合君）　現在使用中の端末ですが，もう購入して10年を経過している機器を使っておりますので，もう入れ替えた後は廃棄処分となります。

○議長（松田貴志君）　瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　ほかの課の機器も皆そういうことですか。

○議長（松田貴志君）　藤井総務防災課長。

○総務防災課長（藤井小百合君）　ほかの業務に使えるものは使いたいのですが，基本的にもう使用年限すごく経過してますので，基本的にはもう処分となります。

○６番（瀬戸直一君）　廃棄処分，はい，分かりました。ありがとうございます。

○議長（松田貴志君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　じゃ，次行きますね。

続いて，議案第２号について質疑はありませんか。

債権の放棄についてです。

玉置議員。

○４番（玉置　守君）　２件の物件が示されております。住宅新築資金というようなことでございます。これについては，非常に長い年月，皆さんもご承知のとおり，職員も一生懸命頑張って回収に力を入れていったところでございますが，相手方もあるし，なかなかないところから取れんというところもあったりして，大変なご苦労があったと思っております。ほんで，これが，今回はこれで一応終結というような形になると思うんですが，こういうような形が事例とならないように万全を期して貸付けについてもお願いをしておきたいし，当初のときの契約条項をできるだけ守っていただけるような貸付条項というのをつくった中で回収に万全を期していきたいなというふうに思っていますので，取りあえず私が思うのがこれが事例だよというんができていかないように施策をお願いしたいと思いますが，何かそういうような手だてはありますか。

○議長（松田貴志君）　小休いたします。

午前９時59分　休憩

午前10時00分　再開

○議長（松田貴志君）　再開いたします。

玉置議員。

○４番（玉置　守君）　この住宅新築資金の件ですけども，今回はもうこれ２件ということで，不納欠損処理させていただくことになります。あと残ってるようなところがあれば，どういう形での回収を計画しているかというようなことがあればお答え願いたいと思います。

○議長（松田貴志君）　海川住民課長。

○住民課長（海川みゆき君）　今回お願いしております分を除きまして，あと残っている分で消滅時効期間がもう満了しているものが，債務者お二人の分がございます。この分につきましては，今後また今回と同様の処理をさせていただく方向で手続のほうを進めさせていただくこととしております。

あと，消滅時効の期間がまだ来られてない方がお二人おいでますので，その方につきましては，今後も催告により納めていただくように努めていきたいと思っておりま

す。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　玉置議員。

○４番（玉置　守君）　まだ，今回除いて４件ということですが，あるような形になりますので，これはぜひ当局としても一生懸命頑張っていただきたいと思いますが，その手だてっていうのがもうないですね。取りあえず，お願いしていって回収を求めていくというようなことでございますか。

○議長（松田貴志君）　海川住民課長。

○住民課長（海川みゆき君）　基本的には催告によりまして，まず納めていただくようにっていうことでお願いをしていきまして，今後はまた法的なところだとかは，また今後検討していく部分かと思います。今のところは，まずは納めていただくように催告で通知をしていくようにしております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　玉置議員。

○４番（玉置　守君）　執行状況の中で差押えみたいなのが税務課としてはあったりもするんですが，住民課的なところではそういった権限っていうのはあるんでしょうか。

○議長（松田貴志君）　海川住民課長。

○住民課長（海川みゆき君）　差押え，実際のところは町が裁判を起こしていく場合につきましては，もちろん競売にかけてっていうところは消滅時効が経過していない分についてはできていく部分はございます。消滅時効がもう経過している分につきましては，もう法的な措置は取れないと弁護士の先生から伺っておりますので，２件につきましては，まだ取ることはできていくかなと思います。また，その辺あたりは研究させていただいてと思っております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　玉置議員。

○４番（玉置　守君）　ということでございまして，私も４件あるっていうのは知り得るところでなかったので，状況を聞かせていただきました。こういった形で，町が債権について取れないっていうようなことは，非常に住民の方の本意ではなくなるな

というようなことでございますので，ぜひ一生懸命頑張っていただきたいと思いますし，こういった例ができないように執行のほうもよろしくお願いしまして，質問を終わります。

○議長（松田貴志君）　ほかに質疑はありませんか。

福井議員。

○２番（福井裕美君）　お願いします。

貸付けを受けれる人の条件ってあるんでしょうか。こういう人みたいな何か教えてください。

○議長（松田貴志君）　海川住民課長。

○住民課長（海川みゆき君）　今回の住宅新築資金等貸付金につきましては，条例のほうが廃止されておりますので，新たな貸付け自体はございません。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　福井議員。

○２番（福井裕美君）　条例自体が廃止されている。じゃ，その条例ではどのような人に貸してあげてたんですか，どんな条件というか。分からない，すいません，じゃまた後ほどで構いません。

○議長（松田貴志君）　小休いたします。

午前10時06分　休憩

午前10時06分　再開

○議長（松田貴志君）　再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。いけますか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　続いて，議案第３号について質疑はありませんか。

星谷橋の契約の分です。

玉置議員。

○４番（玉置　守君）　星谷の件でございます。

共同企業体っていうようなことで，３件の方が入ってするような形になります。統制を取りながらやっていかないと，ばらばらになってしもうたらいかんなっていうところをひとつお願いしておきたいなっていうんと，それとやっぱり旧橋のところから

搬入路をつけていって，ヤードを造って，事務所を造って，また大型車両，また特殊車両が入ってこようかと思いますので，そういったところの住民の交通安全，また通学路，通院等がございますので，そういった安全対策を十分に企業にお願いをして，できるような施策っていうのを大いに考えていただきたいと思いますが，建設課のほうで今考えてるような施策っていうのはありますか。

○議長（松田貴志君）　上村建設課長。

○建設課長（上村和也君）　安全対策ということで，町道から星谷橋の右岸側からＰ１，Ｐ２の橋脚に向かって入っていくようになるんですけど，通学路でもありますので，そこら辺は業者に確認しながら，町民の一般の通行に支障がないように努力してもらうように周知徹底しておきますので，そういう連絡をしておきます。

○議長（松田貴志君）　玉置議員。

○４番（玉置　守君）　それと，勝浦川漁協さんが漁期中は権限を持ってると思うんですが，こういったことにも配慮しながら，できるだけ通行もですけれども，濁り対策とかも，工期から見ると漁期を外した中で施工していただくというようなことでございますが，次年度の９年６月30日までということでございますので，これは漁期がちょっと重なる部分があるかなというふうに思ってますので，漁業協同組合のほうとも十分協議をしていただきながら施工運営をお願いしたいと思いますので，そのところひとつお願いいたしたいと思いますが，漁協との話はどういうような形でできておりますか。

○議長（松田貴志君）　上村建設課長。

○建設課長（上村和也君）　漁協との協議についても，事前に協議を１回目行っておりますので，契約後なんですけど，落札者が決定して，業者も一度顔を合わせて協議しながら進めておりますので，順調に進んでおると思います。

○議長（松田貴志君）　玉置議員。

○４番（玉置　守君）　交通安全，また漁協のほうについても，トラブルが起こらないようにお願い申し上げます。お願いします。

以上です。

○議長（松田貴志君）　ほかに質疑はありませんか。

福井議員。

○２番（福井裕美君）　お願いします。

一般競争入札ということですけど，何者，応札というんですか，ありましたか。

○議長（松田貴志君）　上村建設課長。

○建設課長（上村和也君）　入札結果についてもホームページでも公表しておりますが，今回は１者の応札がありました。

以上です。

○議長（松田貴志君）　福井議員。

○２番（福井裕美君）　１者，オリエンタルさんのみの応札だったってことですね。一旦置きます。

○議長（松田貴志君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　次，行きますよ。

続いて，報告第１号について質疑はありませんか。

税務課関連の専決です。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　質疑なしと認めます。

報告第１号は終了しました。

続いて，報告第２号について質疑はありませんか。

損害賠償のほうの消防車分です。

玉置議員。

○４番（玉置　守君）　この節，公用車による事故が多発しております。昨年，今年と相次いで起こっているっていうようなことにつきまして，職員の注意が散漫でなかろうかなというところもあったり，また物損だったらいいんですが，また人身的なところになりますと，職員の士気も上げてもらって，もう少しそういったことについては注意喚起を訴えたいと思いますが，それについてどういうような形でご指導しておりますか。町長，お願いできますかね。

○議長（松田貴志君）　野上町長。

○町長（野上武典君）　今回の事故でございますが，１件は消防団の団員の事故とい

うことで，またもう一件は救急車を運転する会計年度任用職員ではあるんですが，今回だけにかかわらず，消防団においても各分団長を通じて，また救急隊のほうについては担当課の総務防災課から，事故に，安全運転については十分気をつけるようにということで常々申しているところでございます。やっぱり，人間ちょっとした不注意っていうか，そういうところが起こって発生した事故でなかろうかというふうに思っております。運転に対しての，交通安全に対しての注意喚起は常々やっているというところでご了解いただけたらというふうに思います。

○議長（松田貴志君）　玉置議員。

○４番（玉置　守君）　消防車なり，緊急車両っていうようなことで，非常に急いでるときとか，やっぱりそういったところについても現場対応というのが，私も消防団に入っておりましたけれども，非常に難しいところがございますが，今回物損だったんですが，他人にもけがをさせてはならないし，自分もけがをしてはならないということで，今，町長もおっしゃっておりましたけども，やっぱり注意喚起を十分行いながら，行っていただきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　ほかに質疑はありませんか。いけますか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　質疑なしと認めます。

報告第２号は終了しました。

続いて，報告第３号について質疑はありませんか。

節議員。

○９番（節　公一君）　報告第３号について，もう少し内容を詳しくっていうか報告してもらいたいんですが。多分この地区，中山地区の神谷のほうに上がっていくようなところだと思いますが，そんなに軒数があるようなところではないと思うんで，どういう状況だったんか。それと，一番はそれによって，救急搬送せないかん患者さんがおったと思うんですが，それに対する支障はなかったのかどうか。そこのあたり報告してください。

○議長（松田貴志君）　藤井総務防災課長。

○総務防災課長（藤井小百合君）　午前０時40分頃に救急の入電がありまして，要請

先に向かう途中の石垣になっております。その方のおうちじゃなくて，行く途中の石垣でした。救急搬送を終えた後に事故報告，警察とかに連絡をしておりますので，救急搬送に関しては遅れはなかったと聞いております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　節議員。

○９番（節　公一君）　いずれの場合も事故に対する再発防止はせないかんと思うんですが，特に救急の場合なんかは非常にまたちょっと重要度が違うと思うんで。最近ほかにも何かあったような気もします，この搬送に関してね。そこらあたり，先ほど玉置議員からも再発防止のことについては言われてましたけれども，ここらあたりのこと，住民の方も非常に敏感になってるところでありますので，聞くとまたかっちゅうような話も聞きますんで，やはり不安にならんようなことをせないかんと思うんで，今後そこらあたりの対応，ちょっと再度になりますけれども，特にこの救急の場合への意識徹底というか，そこらあたりに対する担当課としての今後の取組を説明してください。

○議長（松田貴志君）　藤井総務防災課長。

○総務防災課長（藤井小百合君）　救急車両を運転する会計年度任用職員に対しましては，事故があった後にはほかの職員にもその旨情報共有をいたしまして，安全運転を徹底するように申しております。今後も安全運転の徹底を事あるごとに説明させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　節議員。

○９番（節　公一君）　あえて言うたら，今回の状況，担当課のほうでも確認をされたと思うんですが，これはしゃあないなというようなことなんか，これはいかんわというようなとこか，そこらあたりはどんなんですか。やはり条況によったら，ある程度やむを得んなというような場合もあると思うんですが，ただ運転手の不注意なんか，技量の問題なんか，そこらあたりによって今後の対応の仕方も変わってくると思うんですよ。ただ，課として注意したらええわっていうだけではないと思うんで，もしもその人に技量的に問題があるんだったら根本的なところから考えないかんところがあると思うんですが，そこらあたりどのように判断してますか。

○議長（松田貴志君）　藤井総務防災課長。

○総務防災課長（藤井小百合君）　今回の事故に関しては，夜中の事故でして，やっぱり見通しとかの部分も厳しかったところはあろうかと思うんですけども，非常に狭い場所でもありましたので。

○９番（篠　公一君）　それを聞きたかったんで，非常に狭いところを行ったんか……。

○議長（松田貴志君）　ごめんなさい，篠議員。

○９番（篠　公一君）　狭いところを行ったんか。いわゆる町道ですね，神谷のほうへ行くような，あそこの所ってほんなに町道自身だったらそんな場所がないなという気がするんで，入っていくところは確かにちょっと狭いところがあると思うんですよ。そこらあたりのこと，大型の車で行きよったんか，小型車で行きよったんか，そこらあたり事前にほの場所がわかっとんだったら，小型の場合で行かないかんだったんではないかなという気がするんで，そこらあたりはどうだったんですか。大きいほうで行ったんか，小さいほうで行ったんか。

○議長（松田貴志君）　藤井総務防災課長。

○総務防災課長（藤井小百合君）　普通，大きいほうの救急車で向かっております。

○議長（松田貴志君）　篠議員。

○９番（篠　公一君）　状況によったら小さいほうで行ったほうがよかったんかも分からんなというような気はするんで，そこらあたりの場所を聞いて救急のほうで判断しようもんなんか，場所が分からなんだんか細かいところまで。そこらあたりのことぐらいまでちょっと突っ込んだ対策の仕方っていうんが今後必要なんではなかろうかなと思います。ただ単に，事故があったから注意してくださいよというんじゃなくして。小さいやつ入れたのは，そういうことで小さいやつを導入したわけやから，あの狭いところに行くには小さいほうでないと入らんのんではないかということでしとるんで，そこらあたりまできめ細かな対策っていうのも必要と思うんですがどうですか。

○議長（松田貴志君）　藤井総務防災課長。

○総務防災課長（藤井小百合君）　今後，入電があったときに地図等確認して，狭い場所であれば小さいので行くっていうのも協議を徹底させていただきたいと思いま

す。

以上です。

○９番（篠　公一君）　以上です。

○議長（松田貴志君）　ほかに質疑はありませんか。

長尾議員。

○３番（長尾隆資君）　関連でお尋ねいたします。

この前，事故がありまして，篠議員が言われよったんはまた十分注意していただいて，その期間内に修理の間には，修理期間かなり上手に早うにやってくれたという印象がありますが，その間は問題は特になかったんでしょうか。それと，小っさい救急車と大きい救急車と道路事情等々によって使い分けが必要かとは思うんですけど，救護する機能は大きいも小さいも似た状態のもので対応できるんでしょうか。その点だけ，大きいんがなかったときに小っさいんではこれではちょっと救急対応できんなっていうときに，修理期間中また救急の入電があって，車がないけん困ったっていう例はそのときはなかったんでしょうか。

以上です。お願いします。

○議長（松田貴志君）　藤井総務防災課長。

○総務防災課長（藤井小百合君）　この車の修理期間中は，徳島赤十字病院から救急車のほうをお借りして運行しておりましたので，搬送に支障は生じてないと聞いております。

大きい車と小さい車とではやっぱり装備が違いますので，狭いところに行く場合は小さいので行って，乗せ替えて大きいので運ぶというようなことにしております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　長尾議員。

○３番（長尾隆資君）　ありがとうございます。

そしたら，徳島赤十字病院から借りれたっていうことでよかったと思います。修理期間中なかったら困るなって思ったんで，お尋ねでした。

以上です。

○議長（松田貴志君）　ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　質疑なしと認めます。

報告第３号は終了しました。

以上で詳細質疑は終了しました。

お諮りいたします。

議案第１号から議案第３号までを第二読会に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　異議なしと認めます。本件は第二読会に付すことに決定いたします。

議案第１号から議案第３号までを一括して議題とします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　異議ありませんので，そのように決定いたします。

これより第二読会を開きます。

それでは，これより総括質疑を行います。

議案第１号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　質疑なしと認めます。

続いて，議案第２号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　質疑なしと認めます。

続いて，議案第３号について質疑はありませんか。

福井議員。

○２番（福井裕美君）　お願いします。

すいません，入札に応募したのが１者ということでしたが，ほかにしよる会社はなかったんでしょうか。一般競争入札なのに１者だけなのかと私は感じました。そのあたりお答えいただくのと，今後，物価高による予算が膨らむことも考えられますが，それの対応策は何か考えられてますか。お願いします。

○議長（松田貴志君）　上村建設課長。

○建設課長（上村和也君）　１者のほかになかったのかということですけど，実績を問うたりっていうんで対象になる業者はあるんですけど，結果的に応札が１者でありました。できるとこはあったんですけど，入札に参加したのが１者でした。

また，物価高の原材料と機材の高騰については，状況を見ながら対応していきたいと考えております。

○議長（松田貴志君）　小休いたします。

午前10時30分　休憩

午前10時32分　再開

○議長（松田貴志君）　再開いたします。

上村建設課長。

○建設課長（上村和也君）　物価高騰とか単価スライドについては，約款のほうで記載してありますので，これで対応できるようになっております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　福井議員。

○２番（福井裕美君）　約款のほうで，お話しできる範囲で分かりやすい言葉でお聞きしたいと思います。それと，先のほうの１者しか応募がなかったと言われてたけども，広く公募をかけたのでしょうか。できるだけお得にいろんなところを見てみたいじゃないですか。そういう公募はされたのでしょうかという２つお伺いします。

○議長（松田貴志君）　小休いたします。

午前10時33分　休憩

午前10時35分　再開

○議長（松田貴志君）　再開いたします。

上村建設課長。

○建設課長（上村和也君）　一般競争入札で幅広く公募してますので，実績があるところの業者を確認したところ，対象になる業者は14者ございまして，今回入札に参加したのが１企業体でした。対象は14者ございました。結果的に１者の応札だったということです。

○議長（松田貴志君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第１号から議案第３号までを第三読会に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　異議ありませんので，本件は第三読会に付することに決定します。

議案第１号から議案第３号までを討論を省略し，一括して採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　異議ありませんので，議案第１号から議案第３号まで一括して採決を行うことに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松田貴志君）　賛成者多数と認めます。したがって，議案第１号，個人番号利用事務系端末・周辺機器調達購入契約の締結についてから議案第３号，令和８年度星谷橋架け替え工事（Ｐ１・Ｐ２設置工事）請負契約の締結についてまでは原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君）　次に，日程第10，発委第１号，勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより第一読会を開きます。

提出者から発委第１号の趣旨説明を求めます。

井出議会運営委員長。

○議会運営委員長（井出美智子君）　発委第１号，勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について。

このことについて，勝浦町議会会議規則第11条第２項の規定により提出する。令和８年５月19日提出。提出者，勝浦町議会運営委員長井出美智子。賛成者，勝浦町議会議員内谷安宏，福井裕美，長尾隆資，玉置守，花房勝一，瀬戸直一，美馬友子，松田貴志，節公一。勝浦町議会議長松田貴志殿。

提案理由，勝浦町マラソン議会の令和８年７月10日から１年間の会議日程を定める。

勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例。

勝浦町議会の会期等を定める条例（平成25年勝浦町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）。開催月，通称，定例日の順に読み上げます。

８年７月，７月会議，22。８月，８月会議，20。９月，９月会議，８，９，10，11，17。10月，10月会議，20。11月，11月会議，10。12月，みかん会議，１，16，17，18。９年１月，１月会議，20。２月，２月会議，16。２月，ひな会議，26。３月，ひな会議，１，２，３，17，18，19，23，24。４月，４月会議，21。５月，５月会議，11。５月，若あゆ会議，21。６月，若あゆ会議，８，９，10。

附則。この条例は，令和８年７月10日から施行する。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（松田貴志君）　提出者の説明は終わりました。

これより発委第１号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　お諮りいたします。

本件については，第二読会を省略し，直ちに第三読会に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　異議ありませんので，発委第１号は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

本件については討論を省略し，直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　異議ありませんので，採決を行うことに決定いたします。

これより発委第１号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松田貴志君）　賛成者多数と認めます。したがって，発委第１号，勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君）　次に，日程第11，議員派遣についてを議題とします。

お諮りいたします。

議員派遣については，お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　異議なしと認めます。したがって，本件は原案のとおり派遣することに決定しました。

以上で５月会議の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午前10時43分　散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員